

小郡市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月17日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月29日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第17号（令和4年10月26日付 市民課）分

..... 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第17号（令和4年10月26日付 市民課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）現金取扱事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>郵送請求時に使用しているつり銭について、収入額と定額小為替・現金が整理されておらず、貸付金額の確認ができなかった。</p> <p>つり銭の保管及び管理について、安全かつ適正に行わなければならない。また、つり銭保管状況を2か月毎に会計管理者に報告しなければならない。常に貸付金額が確認できるよう、収入額と定額小為替・現金を適正に整理し、保管状況を正確に会計管理者に報告されたい。</p>	<p>会計管理者より借用しているつり銭について、郵送交付請求による手数料収入額と現在保管している小為替について整理を行った。</p> <p>会計管理者より貸付を受けた金額以上に保管していたものについては、返金送付先等の調査を行ったが、相手方が特定できなかったため、返金不能と判断し、関係課と協議のうえ一般会計へ納入した。</p> <p>つり銭の取り扱いについては複数の職員でチェックをし、適正な保管を行うようにするとともに、多様な金額へのつり銭対応を可能とするよう、つり銭預かり金の増額等の措置を行った。</p>